

## Client Alert

16 March 2026

## アルゼンチン：商標出願審査に関する新手続きについて

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



Malone, Bernard  
Partner  
Buenos Aires office  
+54 11 4310 2262  
[Bernard.Malone@bakermckenzie.com](mailto:Bernard.Malone@bakermckenzie.com)



Gallardo, Ana Paula  
Senior Associate  
Buenos Aires office  
+54 11 4590 2137  
[AnaPaula.Gallardo@bakermckenzie.com](mailto:AnaPaula.Gallardo@bakermckenzie.com)

日本語での  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)

アルゼンチン商標庁（以下、「TMO」）は、商標出願審査における審査基準を大幅に変更する新決議を公表した。本決議により、TMOが商標出願を審査する際に適用する基準が、従来よりも大きく制限されることとなった。

### 1. 新手続きの概要

新たな枠組みでは、TMOが商標出願に対して行う審査は、絶対的拒絶理由又は公序に関する事項に基づく拒絶理由に限定される。

これに対し、相対的拒絶理由（先行商標の存在、氏名、雅号、混同のおそれ等）については、第三者による異議申立又は取消請求が行われた場合にのみ審査される。

2026年3月1日以降、方式審査及び登録適格性の審査は、出願直後、公告前に即時実施される。拒絶理由が発見されない場合、又は拒絶理由が解消された場合には、商標登録出願は公告（公告は1日間のみ）される。その後、30日以内に異議が提出されなければ登録が認められる。

異議申立が行われた場合には、決議 P-183/18 に定められた異議維持及び行政手続開始に関する規定が適用される。

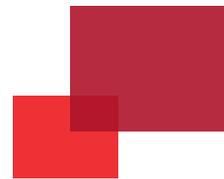
### 2. 変更の背景

TMOは今回の手続変更について、以下の点を理由として挙げている。

- 商標登録プロセスを迅速化・簡素化し、不要な遅延や古い要件を排除すること
- 相対的拒絶理由を根拠とする職権判断により、権利者に実際の利益がないにもかかわらず、人工的な紛争が生じることを防ぐこと
- 欧州連合（EU）の制度に代表される主要国の国際基準に手続を整合させること
- 企業活動における法的安定性と予測可能性を高め、投資とイノベーション促進につなげること

### 3. 新手続きによる主な影響（まとめ）

- TMOが審査するのは絶対的拒絶理由のみとなる
- 方式審査および登録適格性審査は出願後即時実施され、公告前に完了する
- 審査上の未解決事項がない場合、出願は商標公報に公告される



- 公告から 30 日以内に異議が提出されず、かつ絶対的拒絶理由がない場合には、商標は自動的に登録される
- 第三者による異議申立があった場合のみ手続が停止し、所定の行政手続に移行する
- 相対的拒絶理由は、利害関係者による異議申立がある場合に限り審査される
- すでに係属中の出願についても、審査段階を問わず、絶対的拒絶理由と公序に関する事項のみが審査対象となる

#### 4. 実務上の留意点

本決議により、アルゼンチンの商標審査基準と登録プロセスは大きく変更される。TMO が先行商標に基づく職権拒絶を行わなくなることから、商標権者は自ら積極的に権利を監視・防御する必要性が高まる。

したがって、今後は以下の実務対応が重要となる。

- 公告の定期的な監視（ウォッチング）
- 競合する出願への迅速な異議申立
- ブランド保護戦略の見直し